

令和7年10月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年10月7日（火）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎3階会議室において、会長が10月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員
8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員

農業委員会事務局職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹

農林振興課職員

佐藤 圭一 主査

付議議案

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 非農地証明願いについて

議案第48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について

議案第49号 農業振興地域計画の変更について

局 長 それでは令和7年度10月の定例総会に入ります。これより議案について審議をよろしく願いいたします。
議長につきましては、白杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長をお願いいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席番号3番 藤澤 奈美江委員と、4番 二村 啓二委員が欠席となっており、出席委員数は10名となります。よって、白杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 亀井 伸一郎 委員と、議席番号6番 首藤 重雄 委員に議事録署名をお願いいたします。
議案審議に入ります。議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和7年10月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 274㎡ について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 261㎡ について、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 218㎡ について、菜園として利用するため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 20㎡ 外2筆 合計313㎡ について、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

9月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号ではありますが、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページから4ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

後藤委員 私、後藤より、9月26日に竹尾委員と事務局と現地調査を行いました。その結果を報告いたします。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。許可後は、露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人が購入した家の裏にある1筆の畑で、柿やビワが作付けされています。許可後は譲受人が菜園として利用するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は、菜園として露地野菜の栽培を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第6地区、伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。番号1と番号4について報告します。

推進委員 番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。許可後は露地野菜の作付けを行うとのことです。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、草刈り等により管理されています。許可後は菜園として露地野菜の栽培を行うとのことです。いずれも譲受人の自宅のそばにある畑であり、特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 続きまして、第19地区、川野推進委員さん。

川野 第19地区、推進委員の川野です。

推進委員 番号2の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後も水稻の作付けを行うとのことです。申請地から100mほどのところに自宅があり、特に耕作に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号3の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は譲受人が購入した家の裏、一段高いところにある1筆の畑で、柿やビワが作付けされています。許可後は譲受人が菜園として利用するとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 5ページをご覧ください。

議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 7 年 10 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをご覧ください。

番号 1、(田) 347 m² について、使用貸借権を設定し居住用住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、(畑) 66 m² について、所有権を移転し駐車場を設置するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

竹 尾 私、竹尾より、9 月 26 日に実施しました議案第 46 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されているほか、一部が住宅への進入路として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 2 の畑については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある 1 筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろって

おり、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第22地区、吉良推進委員さん。

吉 良 第22地区、推進委員の吉良です。

推進委員 番号1の田については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されていますが、一部が隣の住宅への進入路として利用されています。申請地は集落内にあり、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 続きまして、第6地区、伊藤推進委員さん。

伊 藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号2の畑については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は譲受人の自宅横にある1筆の畑で、草刈り等により管理されています。申請地は集落内にあり、特に周辺の農業への影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。番号1について、勉強のために教えてください。

委 員 「一部転用済み、始末書添付」とありますが、始末書を添付するという事は、何か法や規則に基づいたやり方なのでしょうか。それとも事務局独自の判断なのでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。始末書の在り方についてご説明いたします。

主 幹 今回については一部転用済みのため、始末書をつけております。審査項目の一般基準のところに「過去に違反転用がないこと」とあります。ということなので、こういった形で誤って転用した場合、金輪際転用が許可できないのかという話題になるのですが、そこについては過去の判例にありまして、こういった始末書を添付することによって、今後転用はしません。ということで、一般基準の中の「違反転用がないこと」についてもそれをもって書いているというのが、今の転用許可の運用になっております。

議 長 赤嶺委員さん、良いでしょうか。

赤 嶺 続けてよろしいでしょうか。判例に基づいてと言うのは、それは国や県の指導があるのですか。
委 員

首 藤 そうですね。指導と言いますか、説明会等で「こういった場合どうするか」などの説明は行っております。
主 幹

赤 嶺 はい、ありがとうございました。
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第 47 号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 8 ページをご覧ください。

議案第 47 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 7 年 10 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 46 m² 外 1 筆 合計 58 m² の土地については、昭和 52 年に進入路として整備された土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した農地になります。

番号 2、(畑) 224 m² の土地については、昭和 38 年頃に進入路として整備された土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した農地になります。

番号 3、(畑) 4.06 m² の土地については、昭和 45 年頃舗装された土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した農地になります。

申請地は次の 10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
これより議案第 47 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 47 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願いします。

次 長 11 ページをご覧ください。
議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。
令和 7 年 10 月 7 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。
よろしくをお願いします。

佐 藤 おはようございます。中間管理機構を通して農地の貸し借りをを行うものです。別冊の 3 ページ目をご覧ください。
主 査 1 名が所有する畑 2 筆を貸し付けるものです。
4 ページをご覧ください。2 名が所有する畑 3 筆を貸し付けるものです。
5 ページをご覧ください。2 名が所有する畑 4 筆を貸し付けるものです。
6 ページをご覧ください。1 名が所有する畑 1 筆を貸し付けるものです。

7ページをご覧ください。2名が所有する畑2筆を貸し付けるものです。以上です。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第48号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第49号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

次長 12ページをご覧ください。

議案第49号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められたので提案する。

令和7年10月7日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、本議案につきましても、主管課が農林振興課になりますので、内容詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤 農業振興地域整備計画の変更についてご説明致します。

主 幹 箇所番号1について、申請地は昭和42年より自宅進入路として日常的に利用してきたもので、この件については始末書が添付されております。現在、進入路が接続する住宅購入希望者が見つかっており、隣接の状況を鑑みても他の進入路を代替することは難しく、空き家を売買するために農振除外を申し出るものです。

箇所番号2について、平成12年より資材置場の一角として継続利用されてきました。申出者は今後とも資材置場として利用するため、申し出の土地の購入を予定しています。この件につきましても、始末書が添付されております。資材の搬入他、出し入れの業務効率や安全な作業スペースを確保するために、一角の土地を他の土地に代替えることは困難であり、農用地区域からの除外を申し出るものです。以上です。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いします。第4地区、梅田推進委員さん。

梅 田 最適化推進委員、第4地区の梅田です。箇所番号1及び2について、9月19日に現地調査を実施しました。

推進委員 箇所番号1の申請地についてですが、田となっておりますが、現在は隣接する住宅の進入路として利用されております。申請地は近隣農地に接続しておらず、除外をしても近隣農地に影響は及ばないと考えられます。今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。

箇所番号2については、田となっておりますが、現在は事業計画者が所有する資材置場の一角として利用されております。申請地を除外しても近隣農地に接続しておらず、周辺農地に影響は及ばないと考えております。事業計画者は申請地を購入し、資材置場としてこれからも利用する予定で、今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。以上、調査報告となります。委員皆さまの慎重なご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。中野委員が関係しておりますので、箇所番号1と箇所番号2に分けて質疑を行います。初めに、箇所番号1について質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第49号 農業振興地域整備計画の変更について、箇所番号1の採決を行

います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更については、箇所番号 1 は原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、箇所番号 2 について質疑を行います。中野委員が関係しておりますので、退席をお願いします。

－中野委員 退席－

議長 箇所番号 2 について質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 委員 はい。箇所番号 1 及び 2 については、すでに昭和 42 年、平成 12 年より利用しているということですが、現在は令和 7 年ですが、どうして今になってこのような問題が提出されたのでしょうか。

議長 担当課、お願いします。

佐藤 主査 ただ今、後藤委員からの質問に対しましてご回答いたします。

こちらにつきましては、それぞれ昭和 42 年、平成 12 年に届出をせず転用してしまった案件となっております。こちらにつきましては、当事者の方がその届出について必要があるかということをご存じではなかったということで、今回は始末書をつけて申請にあたられています。

今回の資材置場につきましては、資材置場を今まで使っていたものを整理するために購入したいという中で、初めてこの土地が田んぼである、農振除外がされていないことに気付かれた経緯があります。もう一点につきましては、今空き家になっている住宅を売ることになり、購入希望者とのやりとりの中でこの土地を売るためには農振除外をしないといけないと、初めてその場で知られて今回提出されたという経緯があります。そ

れぞれにつきましては、その経緯を含めての始末書をつけて今後このようなことがないようにという一文がつけられております。

議 長 後藤委員、よろしいでしょうか。

後藤聖
委 員 はい。わかりました。

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更について、箇所番号 2 の採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更については、箇所番号 2 は原案どおり承認することに決定いたしました。

それでは、議案第 49 号 農業振興地域整備計画の変更についての審議が終わりましたので、中野委員に着席をお願いしてください。

－ 中野委員 着席 －

議 長 以上で本総会の議案はすべて終了いたしました。ありがとうございました。